

2025年度 公式試合賠償責任保険 オプションのご案内

保険期間

2025年4月1日 午前0時から
2026年4月1日 午後4時まで

募集期間

2025年3月14日まで

オプション 借用不動産損壊担保特約 ・ 借用不動産修理費用担保特約

◇お支払い対象となる損害例◇

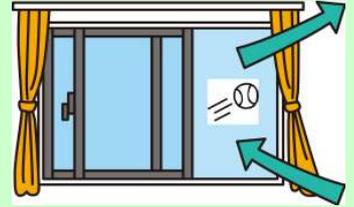
①公式戦の試合中、打球がベンチに飛び込み窓ガラスを割ってしまった。



②打球がスコアボードにあたり壊してしまった。



③ファールボールがコンコース内に飛び込み球場施設の備品を壊してしまった。



施設賠償責任保険に加入の場合、オプションとして追加加入できる補償となります。

■ **借用不動産損壊担保特約**：不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊が、保険証券に記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に、その貸主に対して記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

■ **借用不動産修理費用担保特約**：不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について記名被保険者が借用不動産修理費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、記名被保険者がその借用不動産の損壊について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。

オプション保険料

オプション保険料	支払限度額
借用不動産損壊	100万円
借用不動産修理費用	100万円
免責金額 (自己負担額)	0円
1 試合当たりの保険料	180円

施設賠償責任保険に加入の場合、オプションとして追加加入できる補償となります。

オプションの加入を希望される場合は、必ず施設賠償責任保険への加入が必要となります。

パンフレットP.2～3をご確認ください。

借用不動産損壊特約と借用不動産修理費用特約はセットでの加入が必要となり、どちらか一方のみを加入することはできません。

◇お支払いする保険金◇

	借用不動産損壊担保特約	借用不動産修理費用担保特約
お支払いする保険金	次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について、その貸主に対して保険証券記載の記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。	次のような損害賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。不測かつ突発的な事由による借用不動産の損壊について、保険証券記載の記名被保険者が負担した修理費用に対して、この特約条項により、保険金を支払います。
借用不動産とは	記名被保険者がその業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する次のいずれかに該当する不動産をいい、これらに備え付けられ同時に賃借した什器備品を含みます。 ① 保険証券記載の建物であって、記名被保険者が事務所もしくは店舗の用途または役員もしくは使用人に居住させる社宅の用途に使用しているもの ② 保険証券記載の建物内の戸室であって、記名被保険者が事務所もしくは店舗の用途または役員もしくは使用人に居住させる社宅の用途に使用しているもの	記名被保険者がその業務の遂行のために日本国内において他人から賃借する球場に備え付けられ同時に賃借した以下の設備什器をいいます。 ア. グラウンドに隣接する施設の扉、窓ガラス、防護壁、仕切り壁、照明、造作 イ. 球場内の窓ガラス、欄干、手すり ウ. スコアボード（オーロラビジョンを含みます。） エ. スコアボード下の通路屋根（装飾を含みます。） オ. 固定看板 カ. 電光掲示板 キ. ナイター照明（やぐら鉄骨およびポールを含みます。） ク. 防犯カメラ ケ. 消火栓 コ. ソーラーパネル サ. 門灯、外灯、足元灯 シ. ベンチおよびブルペン内の椅子、電話機、バットスタンド、荷物台 ス. 観客席の椅子、机 セ. 中継用カメラ、中継用モニター（テレビ局等から持ち込まれたものを除きます。） ソ. コンコース内設備什器など
修とは費用		借用不動産を損壊が発生する直前の状態に復旧するために必要な費用をいい、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物を復旧するための費用を含みません。

このチラシは、施設賠償責任保険（借用不動産損壊担保特約条項、借用不動産修理費用担保特約条項）の概要をご説明したものです。詳しくは、保険約款によります。また公式試合賠償責任保険の内容について保険金のお支払条件その他ご不明な点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシおよびパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

朝日新聞総合サービス株式会社

大阪保険事業部

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 N F T 1 7 階
T E L . 0 6 - 6 2 3 1 - 4 5 4 6 FAX. 06-6231-9531

営業時間：平日（土日祝日・年末年始除く）10：00～18：00

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）関西法人営業部営業課

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12
T E L 06-6203-0480

営業時間：平日（土日祝日・年末年始除く）9：00～17：00